

肉用牛経営者の皆様へ

畜産は、常にケガや病気の発生リスクが存在しています。それらのリスクに備えて公的な保険制度である**家畜共済**に加入しましょう！

また、野菜や米等との**複合経営**の方は、肉用牛は家畜共済、野菜や米等は**収入保険**へ加入しましょう！（※）

このように加入することで、経営全体の収入がカバーできます。（収入保険は、平成31年1月から始まりました。）

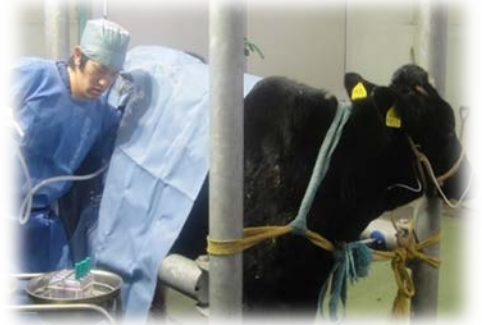
家畜共済と収入保険では、**掛金の原則50%**（収入保険の積立金は**75%**）を国が負担します。

※ 収入保険は、牛マルキンの対象である肉用牛、肉用子牛は対象外です。

家畜共済に加入しましょう！

- 家畜が**死亡**したり**廃用**となった場合にその家畜の資産価値を補償します。

また、家畜が**ケガ**や**病気**をした場合に診療費を補償します。



平成31年1月から見直し後の家畜共済がスタートしました。

- ◆ 死廃共済と病傷共済について、**別々に補償金額が選択**できるようになります。
- ◆ 日々価値が増加する肥育牛等は、**事故発生時の価値**で補償されます。
- ◆ 家畜共済加入者間で取引された家畜には**待期間が適用されません**。
- ◆ **家畜商に販売した牛**がと畜場で牛白血病と診断された場合も**補償対象**となります。

青色申告を行っている
(肉用牛と) 野菜や米等との複合経営の方へ



野菜や米等は、収入保険への加入がお勧めです！

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

家畜共済の概要（肉用牛経営の場合）

家畜共済の対象

- 成牛（原則として出生後第6月以降のもの）
- ※ 子牛・胎児（授精後240日以上のもの）についても農業者の選択により対象にできます。

補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 死廃共済
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産家畜の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農業者が選択できます。）
- 病傷共済
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）
（注）胎児は、死廃共済の死亡のみ対象です。

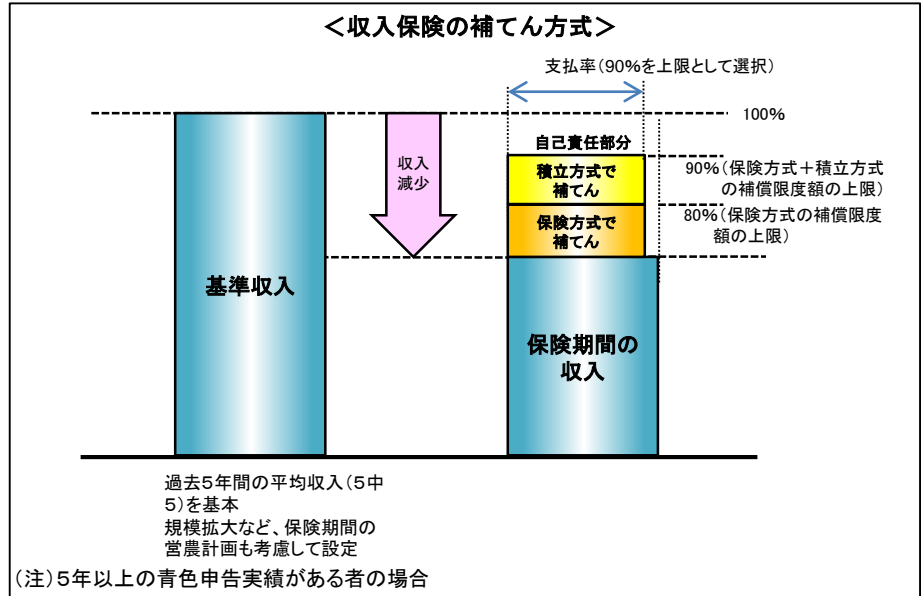
試算例（1頭当たり）	農業者が支払う共済掛金	死亡した場合に支払われる共済金	治療を受けた場合に支払われる共済金（病気・傷害1件当たり）
肥育牛（20月齢）（資産価値80万円）	20,985円	64万円	9,000円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

対象者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとされない積立方式」の組合せで補てん



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補てん金額			
＜加入1年目＞					
収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）	
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）	
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）	
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）	

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。